

労働市場の動向(平成28年11月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1189人で、前月比▲20.7%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも▲6%とかなりの程度減少した。このうち一般求人数は749人で前年同月比▲19%と大幅に減少、パート求人数は440人で前年同月比29.4%と大幅に増加した。
- 有効求人数は全数が3800人で、前月比▲2%とわずかに減少した。また、対前年同月比では2.4%とわずかに増加した。このうち一般求人数は2566人で前年同月比▲3.1%とやや減少、パート求人数は1234人で前年同月比16.2%と大幅に増加した。

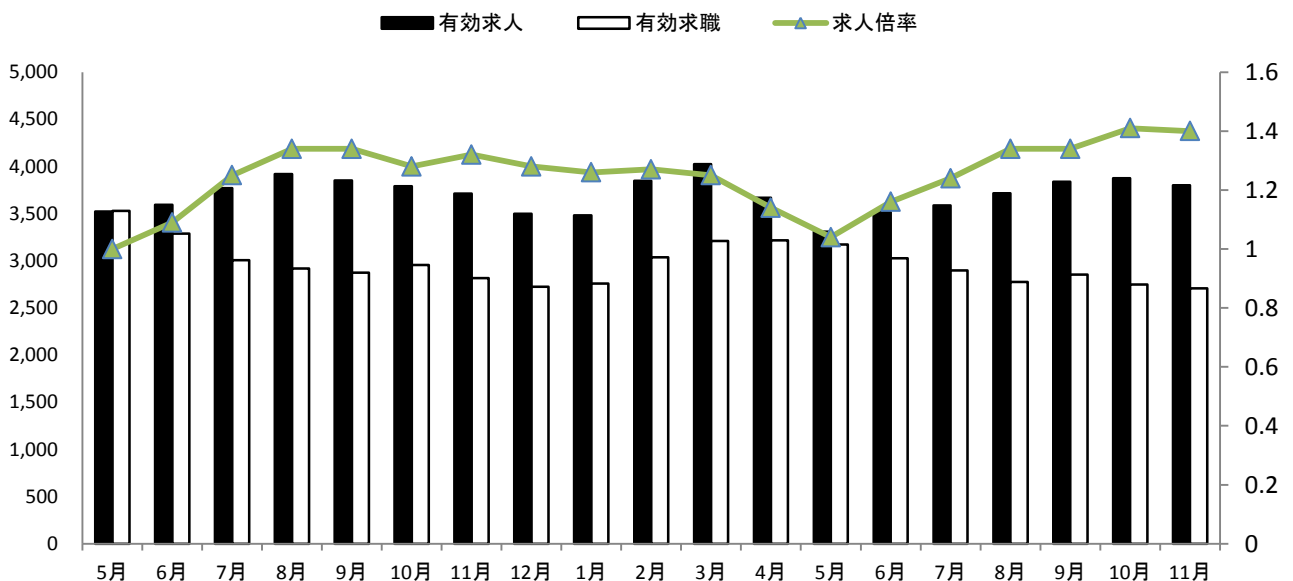
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が646人で、前月比▲5.7%とやや減少した。また、対前年同月比でも▲7.7%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は460人で前年同月比▲11.2%とかなり大きく減少、パート求職者数は186人で前年同月比2.2%とわずかに増加した。
- 有効求職者数は全数が2706人で、前月比▲1.6%とわずかに減少した。また、対前年同月比でも▲3.9%とやや減少した。このうち一般求職者数は1829人で前年同月比▲8%とかなりの程度減少、パート求職者数は877人で前年同月比5.8%とやや増加した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は12件で、廃止数は3件となっている。被保険者の資格取得数は502人で、資格喪失数は473人、うち事業主都合は20人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は169件で、受給者実人員は601人だった。

求人・求職の動き



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求人	3,524	3,594	3,769	3,919	3,852	3,791	3,711	3,500	3,482	3,849	4,025	3,667	3,310	3,516	3,588	3,716	3,837	3,877	3,800
有効求職	3,529	3,288	3,005	2,917	2,874	2,954	2,816	2,725	2,760	3,037	3,210	3,217	3,173	3,026	2,899	2,777	2,854	2,749	2,706
求人倍率	1	1.09	1.25	1.34	1.34	1.28	1.32	1.28	1.26	1.27	1.25	1.14	1.04	1.16	1.24	1.34	1.34	1.41	1.40


若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」（4ページ参照）などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。	
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	 <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます（裏面参照）。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金	
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikikigyou_m_t.html	
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。	